

モバイル市場の競争環境に関する研究会（第7回）

- 1 日時 平成31年1月22日（火） 10:00～11:30
- 2 場所 総務省第一特別会議室（8階）
- 3 出席者

○構成員

新美座長、相田座長代理、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、佐藤構成員、関口構成員、長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバ

塚田公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長、内藤消費者庁消費者政策課長

○総務省

鈴木総務審議官、谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、竹村総合通信基盤局総務課長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、山路データ通信課長、梅村消費者行政第一課長、荻原移動通信課長、片桐移動通信課企画官、大内事業政策課調査官、大塚料金サービス課企画官、茅野料金サービス課課長補佐、横澤田料金サービス課課長補佐

【新美座長】 それでは、おはようございます。本日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

大谷委員からは、地下鉄日比谷線の事故で多少遅れますというご連絡をいただいておりますが、ただいまからモバイル市場の競争環境に関する研究会（第7回）会合を開催いたします。

なお、本日、冒頭にカメラ撮りの時間を用意してございますので、ご了承くださいませようようお願い申し上げます。

それでは、本日の配付資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【茅野料金サービス課課長補佐】 本日の配付資料ですが、まず右上に「資料」と書いてございます「事業者間の競争環境に関する事項」につきまして、「これまでの議論を踏ま

えた検討の方向性(案)」ということでお配りしてございます。それと、右上、参考資料1から3でございます。これは12月26日の第5回会合のヒアリングを受けまして、追加質問してございます。その回答として、MNO3社の資料を構成員限りということで配付してございます。

資料は以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと存じます。本日は、12月26日の第5回会合に続きまして、「接続料等に関する事項」についてご討議をいただきたいと思っております。これまでのヒアリングにおける関係者からのご意見、あるいは各構成員からのご指摘を整理いたしまして、「これまでの議論を踏まえた検討の方向性(案)」を事務局に用意してもらっておりますので、本日は、事務局から、これについて説明をいただいた後、意見を交換していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、冒頭のカメラ撮りはこれまでとさせていただきます。

それでは、まず事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【大塚料金サービス課企画官】 ありがとうございます。それでは、お手元、先ほど紹介させていただきました横長の資料でございますが、こちらをもとに説明させていただきます。

1ページをご覧ください。こちらに目次を掲げてございます。ご紹介いただきましたとおり、事業者間の競争環境に関する事項につきまして、第1回の会合における主要論点案の提示、それから、第2回、第5回会合のヒアリングにおけるMVNO、MNOからのご意見、それから、構成員の方々からいただいたご意見等々をまとめてございます。また、これらの議論を踏まえまして、検討の方向性(案)を整理させていただいたものでございます。

2ページをお願いいたします。1つ目の項目、接続料算定の適正性、それから、透明性の向上でございます。

3ページに現状を掲げてございます。接続料算定の適正性に関する制度といたしまして、第二種指定電気通信設備制度を紹介させていただいております。この制度でございますけれども、一番上の箱にございますとおり、一定規模を超える端末シェアを有するMNOに接続料及び接続条件についての接続約款の策定・届出等の規律を課すというものでございまして、2001年の電気通信事業法改正によって導入されたものでございます。

下の箱でございますが、制度の創設当初におきましては、法において能率的な経営のもとにおける適正原価・適正利潤を上限とする接続料については、これを上限とするという規定がございましたが、具体的な接続料算定方法については定められておらず、MNOの自主的な判断に委ねられてございました。

その後、公正競争の確保という観点から、累次の接続料算定方法の整備が行われてきたというものでございます。具体的な内容につきましては、その下の段、2010年のガイドライン策定、あるいは2016年の接続料算定方法の省令化があったということをご披露させていただきます。

4ページをお願いいたします。二種指定制度における接続料算定方法。今ほど申しましたように、法、それから、二種接続料規則あるいは法の施行規則におきまして、接続料算定の方法について規定しているものをまとめてございます。

5ページをお願いいたします。データ接続料の変遷をご披露いたします。需要の変化というのも大変大きな要素でございますけれども、このグラフに青枠白抜きで書かれてございますような接続料の算定方式の適正化というものもございまして、ご覧のように、接続料の低廉化が進んでいるという姿になってございます。

6ページをお願いいたします。接続料算定の適正性・透明性に関する検討事項ということで、これまでのご指摘事項をご披露いたします。去年の4月まで開催されておりましたモバイル市場の公正競争促進に関する検討会の報告書において、幾つかの事項をご指摘いただいております。例えばMNOの接続料算定に当たって、BWAに係る原価、需要について適正に反映されるべきであるということで、これはその時点で既に総務省からMNO各社に要請を行ってございましたけれども、これに従った運用が行われる必要があるというような報告をいただいております。

また、下の枠でございますが、同じく昨年6月、公正取引委員会において、「携帯電話市場における競争政策上の課題について」という報告書をまとめておられますが、この中で、接続料の検証における一層の透明化を図るため、例えば有識者や専門家による定期的な議論を通じて、透明性・公平性を確保しつつ、接続料の具体的かつ定期的な検証を行うことが考えられるというような内容を記載されているところでございます。

7ページ、(1) 接続料算定の適正性の向上についてご紹介いたします。

8ページ、9ページにわたります。これまでのこの会合におきます議論をまとめて紹介させていただきます。

まず8ページ、上段でございますけれども、第1回の会合におきまして、主要論点案としまして、二種指定設備設置事業者とMVNOとの間の公正競争確保の観点から、接続料の算定方式について見直しを行うことが必要ではないかということをご披露しております。

第2回会合、MVNOからは、接続料について、MNOは自らの短期的・中長期的な計画のもとに事業展開を行うことが可能であるのに対して、MVNOは、過去のトレンド等から将来を推測するほかなく、競争条件が同等とは言えない。あるいは、当年度の接続料算定の早期化を要望するという声をいただいております。

9ページをお願いいたします。MNOから、第5回の会合でいただいた意見を掲げておりますが、例えば、実際に要した設備コストを利用に応じて応分に負担することが原則である。あるいは、現状の実績原価方式は適切であるというようなご意見。あるいは、現時点においてもMVNOの負担軽減のため、支払猶予や、あるいは前年度・当年度精算を実施しているというご意見。また、中ほど、少し下でございますけれども、仮に見直しを検討する場合であっても、実際にかかった費用を全額回収する現行ルールの考え方を逸脱しないことが大前提であるといったご意見を頂戴しているところでございます。

これらを踏まえまして、参考としまして、10ページをお願いいたします。実績原価方式と、それから、将来原価方式の比較対照を掲げてございます。上が実績原価方式、下が将来原価方式となっております。上は、当年度の接続につきまして、前々年度の実績に基づいて、単年度の接続料を算定して届け出るという現行の方式を記載してございます。下につきましては、当年度の接続料を、当年度の数値を合理的な将来の予測を行うことに基づいて、例えば複数年度、接続料を算定、届け出るというイメージで書いておりまして、青字、赤字でそれぞれの特質をまとめてございます。

これらを整理したものを11ページに掲げてございます。今までの議論を踏まえました検討の方向性（案）という形で示させていただいておりますが、上の箱にございまして、MNOとMVNOとの公正競争確保に向けて、接続料に関する予見性、それから、キャッシュフローの負担といった点などについて、競争条件の同等性確保が重要ということをご披露しております。

将来原価方式のメリットといたしまして、MVNOにとって当年度の接続料に関する予見性の向上。それから、前々年度実績に基づく支払いが不要となることによるキャッシュフロー負担の軽減。さらに、将来の予測というのが複数年度にわたって、接続料の予測が行われる場合につきまして、予見性の一層の向上が期待されるという内容を掲げてござい

ます。

一方で、課題、デメリットも次に掲げてございまして、原価、需要等の正確な将来予測には課題がある、難しさがあるということ。それから、予測と実績との乖離が生じますので、これの調整が必要となるということを掲げてございます。

以上を踏まえまして、「将来原価方式」により算定することについて、どう考えるか。その場合、合理的な将来予測方法、それから、予測と実績の乖離の調整についてどう考えるかといったことを掲げております。

12ページ、13ページに将来原価により、接続料を算定する場合の留意点、検討項目を、2ページにわたって4つ掲げてございます。1つ目が、将来予測の方法でございまして、一種指定制度、固定と違いまして、移動の接続料につきましては届出制となっていること。あるいは、移動につきましては、指定されている事業者が複数あるということを踏まえまして、将来予測の方法をどういった形で定めるのか、あるいは定められるのかといったものを将来予測方法として掲げさせていただいております。

それから、②予測と実績の乖離の調整の方法といたしまして、「精算」という方法、それから、「乖離額調整」という方法のそれぞれの得失を右側の欄に掲げさせていただいております。

次のページ、13ページでございますけれども、残り2項目掲げてございます。③適用の要件でございます。いかなる機能を将来原価方式の対象とするかということでございまして、機能につきましては、音声、データ等々、4つの機能がございまして、これらについて、対象をどうするかということを掲げてございます。

④番、接続料の将来予測を行う場合に、その算定期間、あるいはその算定の頻度をどうするか。また、報告の時期について、現在は年度末に提出がなされているところでございますけれども、これをどう考えるかといったことを掲げさせていただいております。

次のページ、14ページにつきましては、一種、固定の制度における将来の予測方法を参考までに掲げさせていただいているところでございます。

次に、15ページでございますが、(2)番、接続料算定の透明性の向上について掲げてございます。

16ページにこれまでの議論を整理させていただいております。まず冒頭、第1回の会議、主要論点といたしまして、接続料の算定の一層の透明性を確保する方策について検討することが必要ではないかということを掲げさせていただいております。

これを受けまして、MVNOから第2回会合においてご指摘いただきましたものとして、接続料算定に係る透明性の一層の向上は、MVNOの活性化につながり得るといようなご指摘。それから、公正取引委員会の提言を含め、広く議論されることが望ましいというご意見をいただいております。

逆に、第5回、MNOからのご意見といたしましては、接続料算定根拠を毎年度、総務省に提出して、適正性を確保しているというご意見を頂戴しております。

構成員の方々からは、第5回の会議におきまして、例えば、今後新しいサービスや新しい技術が向上してくることに鑑み、二種指定制度における検証をより深く行うべきではないかといったご意見を頂戴しているところでございます。

こういったご意見を踏まえまして、17ページに、検討の方向性（案）を掲げさせていただいております。一番上の箱でございますが、公正競争確保に向けて、接続料の適正性が確保されることが必要。そのためには、接続料の水準や算定プロセスの透明性・検証可能性が確保されることが重要ということを掲げてございます。

真ん中の箱でございますけれども、二種指定制度におきましては、変更命令を伴わない場合には、接続料あるいは接続料約款について、審議会への諮問等が行われないこと。それから、接続料の算定根拠について、二種指定制度では公表がなされていないことについて説明しております。

これを受けまして、一番最後、一番下の箱でございますけれども、接続料算定方法について議論がなされているところ、一種指定制度では審議会での検証や公表により、接続料算定の適正化、あるいは将来予測の精緻化が徐々に進められてきた経緯を踏まえ、接続料の水準あるいは算定プロセスの透明性・検証可能性のさらなる向上が必要になるのではないかとしまして、具体的に、審議会への「接続料の算定根拠」の報告・公表、それから、接続料算定方法の検討に際しての「接続料の算定根拠」の情報提供といった項目を掲げさせていただいております。

以上が第1項目の接続料算定の適正性、それから、透明性の向上でございました。

次のページ、第2項目でございますけれども、ネットワーク提供条件の同等性に関する検証を掲げてございます。

まず19ページ、現状をお願いいたします。昨年開催されましたモバイル検討会の報告書におきまして、ネットワークの提供条件の同等性に関しまして、サブブランドを含むMNOの料金が、費用との関係において適正な水準にあるのかという点、それから、MNO

のグループ内のMVNOが、MNOから事実上の金銭的補助があるがゆえに、他のMVNOよりも利用者当たりで多額の料金を支払うことが可能になっているのではないかという点につきまして、MNOグループにおけるサービス提供条件やグループ内取引について、可能なところから早急に検証を開始すべきであるというご指摘を頂戴してございます。

20ページに關係の規定を掲げてございまして、21ページ、これまでの議論、この会議における議論を整理して、まとめさせていただいております。

第1回の会議におきまして、MNOグループのサービス提供について、不当な差別的扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか、検証を進めることが必要ではないかということ为主要論点として掲げさせていただいております。

これを受けまして、MVNOからのご意見でございますけれども、会計の専門家を含む体制を設け、検証を早急に開始すべきとされており、その検証が速やかに行われることが望ましいというようなご意見。

逆に、MNOからは、MVNOやサブブランドの経営資源については、本来検証は不要。仮にグループ内取引を検証する場合には、電気通信事業者に限定せず、各々グループ会社から「事実上の金銭的補助」を受けていないか等々、公平に検証すべきというようなご意見をいただきました。

これを踏まえまして、検討の方向性を次の22ページに掲げてございます。

最初の項目でございますけれども、MNOによりまして、①接続料等に照らし、低廉過ぎる料金設定が行われるとき、あるいは、②グループ内のMVNOに対してネットワーク提供に関して事実上の金銭的補助が行われているときには、MVNOとの間の同等な競争が行われないおそれがあるとしてございます。

その上で、モバイル市場における公正競争確保に向けて、以下のような検証を行うことについてどう考えるかということを掲げてございます。

①でございますけれども、低廉過ぎる料金設定につきましては、接続料等と、それから、利用者料金が過度に近接したり、あるいは、接続料等が利用者料金を上回る場合には、価格圧搾によりまして、他のMVNOによるサービス提供を事実上阻害することになると考えられるとしてございます。

この観点から、次の検証を行うことというのを掲げてございまして、接続料等と利用者料金を算出の上、両者の關係が不当な競争を引き起こすものでないことを確認するというのを掲げてございます。

また、②のグループ内の企業に対する事実上の金銭的補助でございますけれども、事実上の金銭的補助というのは、接続料に照らして低廉過ぎる料金設定が行われる際の背景となることが考えられるとした上で、まずは、MNOのグループ内のMVNOが提供するサービスについて、上記①、つまり、低廉過ぎる料金設定についてと同様の確認を行った上で、さらに必要な検証を進めることがいいのではないかとこのことを掲げさせていただいております。

23ページに、ご参考まで、一種の制度におけるスタックテストの概要を掲げさせていただいております。

以上が第2項目でございます。

その次、24ページから第3項目、音声卸料金の適正性の確保を掲げてございます。

25ページ、現状の欄でございますけれども、現在、MVNOは、MNOから卸役務提供によって音声のサービス提供を受けております。MNOによれば、その卸料金というのは、ユーザ料金から一定の割引を加味して設定する、いわゆる「リテールマイナス」の方式により設定しているというご説明をいただいているところでございます。具体的な設定については、中ほど、NTTドコモの例を掲げてございます。

これにつきまして、昨年まで開催されましたモバイル検討会におきまして、音声サービスの公正な競争のためには、MVNOが依存する、この音声の卸役務につきまして、適正な料金設定がなされていることが重要であるという指摘をいただいているところでございます。

26ページに、この会議におけるこれまでの議論をまとめて掲載してございます。

第1回の主要論点におきましては、音声の卸役務について、適正な料金設定がなされているか検証することが必要ではないかという形で提起させていただいております。

MVNOからのご指摘でございますが、MVNOがMNOと卸契約のもとで同等のサービスや料金プランを提供できるかについて検証の上、必要に応じてその料金水準が是正されることが望ましいというご意見をいただいております。

MNOからは、音声卸料金はリテールマイナスの方式で決定している。今後、MVNOの要望に基づいて卸料金の見直しの実施を検討するというご意見をいただいております。

構成員の皆様方からのご意見を掲げてございますけれども、卸料金について、透明性や適正性に課題がある。あるいは、いろいろな割引サービスを踏まえたリテールプライスは下がっていると思われるところ、音声卸料金を下げる余地があるのではないかとこのご

意見をこれまでいただいているところでございます。

27ページに、これらを踏まえまして、検討の方向性の（案）を示させていただいております。

一番上のボックスでありますけれども、MVNOとMNOとの公正競争確保に向けて、卸役務において、適正な料金設定がなされることが重要であるということを掲げてございまして、その次に、卸料金について、定額制料金、あるいは準定額制料金の設定、料金割引等が増えているという現状において、引き続き卸料金の設定をリテールマイナスによって行うのであれば、定額制料金等含めた全てのユーザ料金を加味した実質的なユーザ料金をベースとして設定する必要があるのではないかとということを掲げてございます。

これを受けて、まずは現行制度のもと、音声卸料金が実質的にユーザ料金をベースにして設定されているかについて検証を行うことについて、どう考えるかということを掲げてございます。

次に、28ページをお願いいたします。4つ目の項目、MVNOによる多様なサービスの提供。とりわけセルラーLPWAの提供の論点を掲げてございます。

29ページに具体的な論点を掲げてございます。上の箱にございますとおり、本格的なIoT時代の到来を控え、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できるよう、MVNOを含め、セルラーLPWAの提供主体の多様化が期待されるということを掲げてございます。

その上で、セルラーLPWAの現在の提供状況を真ん中にボックスを入れてございますけれども、現在、一部のMVNOは、セルラーLPWAのサービスを従来のLTE方式のサービスに比べて低廉な料金でIoT事業者、MNOから見ますと、ユーザに対して提供しております。具体的な金額はその表に掲げられておりでございます。

他方、MNOからMVNOに対して設定されています回線管理機能に係る接続料を見ますと、これが大体90円前後となっております。MVNOがセルラーLPWAを、MNOと同様に低廉な料金で柔軟に提供することを可能とする金額とは言えない状況になっているのが現状でございます。

また、この箱の中、下段のほうにございますとおり、そもそもMVNO向けにセルラーLPWAをレイヤ2により提供していないMNO、あるいは接続約款にセルラーLPWAを利用可能な接続料の設定がなされていないMNOが存在するのが現状でございます。

これを受けまして、1ページ飛ばさせていただきまして、これまでいただいた議論を整

理させていただきます。

第1回の会議におきましては、セルラーLPWAサービスなどの多様なサービスを柔軟に提供できるよう、接続料の設定等必要な措置について検討することが必要ではないかという問題提起をさせていただきます。

その後、MVNOからは、MVNOがセルラーLPWAにおいても同様に、高度な通信サービスを実現し、もってIoT社会の実現に貢献できるよう、必要な環境を整備することが求められるというご意見をいただいております。

一方、MNOからのご意見でございますけれども、接続料の設定等は、均一な条件での提供となり、柔軟なサービスの提供が困難になることから、IoT分野においては必要ないというご意見等々いただいているところでございます。

これを踏まえまして、検討の方向性、32ページに掲げてございます。

MVNOとMNOとの公正競争の確保に向けて、MVNOが、セルラーLPWAをMNOと同様に低廉な料金で柔軟に提供できるようにすることが重要であるということが一番上に掲げてございまして、MNOは、セルラーLPWAについて、接続料の設定等は均一な条件での提供となり、柔軟なサービス提供が困難となるという慎重な見解を示しておられるわけでございますけれども、それに対しまして、接続料は適正原価、適正利潤により算定されるものであって、接続料よりも低廉な卸料金の設定というのは想定しづらいのではないかということ。それから、現在の制度におきまして、接続料の設定を要するデータ伝送交換機能からセルラーLPWAは除かれていないということを踏まえまして、接続料の設定を行わなければならないことになっているのではないかとことを掲げさせていただきます。

一番下の箱でございますけれども、公正競争確保の観点から、多様な利用者が、また、公正競争確保の観点、それから、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できるようにするという観点から、セルラーLPWA向けの低廉な回線管理機能接続料の設定など、適切な接続料設定がなされるような制度整備が必要ではないかということを掲げさせていただきます。

次のページ、33ページをお願いいたします。こちらは最後の項目、第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用についてでございます。

34ページに、二種指定設備制度、特にこの指定の面に関して、これまでの制度の変遷を掲げてございます。

35ページに、この論点につきましては、前回のモバイル検討会でもご議論いただいておりますけれども、モバイル検討会の報告書の内容を掲げてございます。

これらを踏まえまして、現状の全国BWA事業者の状況でございますけれども、36ページに、特定移動端末設備のシェアの状況を掲げてございます。こちらは、構成員限りとさせていただきますけれども、全国BWA事業者2社、Wireless City Planning、それから、UQコミュニケーションズの両社につきましては、特定移動端末設備のシェアが基準値である10%をいずれも上回っているという状況になってございます。

37ページに、この全国BWA事業者の2社の利用者へのサービスの提供形態を書いてございます。関連する携帯電話事業者と密接に連携する形でのサービスの提供が行われているという形になってございます。

全国BWA事業者は、関連する携帯電話事業者に対して、自社のネットワークを提供して、それを携帯電話事業者が電波利用の連携という形で、自社等のスマホユーザに利用させるという形でのサービス提供が行われるということを説明しているところでございます。

38ページをお願いいたします。BWA事業者のネットワークの構成の概要を掲げてございます。これまで指定されてきました携帯電話事業者と比べまして、今回、検討の対象となっております全国BWA事業者につきましては、幾つか特殊性があるということを考えてございます。

右側に、青いポツを3つ掲げてございますけれども、このネットワークが音声伝送には使われていないこと。あるいは、交換設備等を所有しておらず、携帯電話事業者の設備と一体的な設備でサービス提供を行っているというような特殊性があるということを整理させていただいてございます。

これを踏まえまして、今回の会合における議論を39ページから41ページまで、長くなりますけれども、掲げてございます。

まず39ページでございますが、第1回の会合における主要論点といたしまして、透明性、それから、公平性を確保するため、BWA事業者の二種指定について検討するとともに、事業者間連携が進む中での二種指定設備制度のあり方について検討することが必要ではないかということを掲げてございます。

MVNOからのご意見を次に掲げてございますけれども、早急にBWA事業者への二種指定設備制度の適用が必要であるというご意見がございました。

その次に、MNOからのご意見を幾つか掲げておりますけれども、BWA事業者の契約

数の大半は携帯電話事業者によるキャリアアグリゲーションによるもの。BWA事業者には、網構成、それから、提供形態から「交渉上の優位性」はないというご意見。あるいは、検討に際しては、「モバイル検討会」報告書記載のとおり「交渉上の優位性」の考え方を明確にすべきというご意見。40ページに移りまして、「交渉上の優位性」につきましては、その制度が創設された時期と比較して、さまざまな状況の変化が生じているというご意見。それから、適用される規制については、モバイル検討会の報告書記載のとおり、過剰なものとならないようにすべきというようご意見をいただいております。

41ページに、構成員の先生方から、これまでいただいたご意見を幾つか掲げておりまして、例えば音声役務の提供が無理であることを補正したルール改正を行うべきではないかというご意見。それから、設備設置事業者として、交渉の場に立つかどうかにかかわらず、交渉上の優位性が存在するのではないかというご意見等々をいただいております。

今ほどのご意見の中にありました「交渉上の優位性」につきまして、42ページで考え方を整理してございます。

「交渉上の優位性」につきましては、情報通信審議会の2011年の答申、ブロードバンド普及促進のための環境整備のあり方におきまして、従来のMNO間の関係に加えて、新たに重要性を増しております、MNOとMVNOとの関係について整理がなされてございます。

具体的な整理の中身が、この42ページの中ほど、点線で囲まれた明朝の部分でございますけれども、MVNOの事業運営には、周波数の割り当てを受けたMNOのネットワークに接続することが必要であることに鑑みれば、原則、全てのMNOはMVNOとの関係においては「交渉上の優位性」を持ち得るということが大原則として掲げられてございます。

一方で、指定の閾値として10%が規定されてございますけれども、これにつきまして、②でございますが、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに積極的に自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くとして、こういった場合についてまで直ちに規制の対象とする必要はないという、例外的なものを②で規定しているという姿になってございます。

これを今回の全国BWA2社に当てはめると、中ほどにございます緑、それから、オレンジの部分でございますけれども、全国BWA事業者は、周波数の割り当てを受けてお

ります。

それから、オレンジの部分でございますが、収益の拡大を図るようなインセンティブがあるかというところでございますけれども、現状、全国BWAは、相当水準の端末設備シェアを獲得して、多くの収益を得ているため、MVNOに対して、規制をかけなくても、積極的に設備を解放するという、そういったインセンティブが働く構図にはなっていないということを述べてございます。

これらを踏まえまして、電波利用の連携の結果でありましても、設備シェアが一定割合を超える場合につきまして、全国BWA事業者を、二種指定の適用対象とすることが適当ではないかということ掲げてございます。

43ページにご参考まで、二種指定設備制度における端末数のカウント方法について掲げさせていただきます。

最後でございますが、44ページに、こちらの論点についての検討の方向性の（案）を掲げさせていただきます。

全国BWA事業者の設備につきまして、特定移動端末設備のシェアが10%を超えた場合、これが携帯事業者による電波利用の連携の結果であっても、現行制度上、総務大臣による二種指定の対象となると掲げてございます。

その上で、現行制度に基づき、全国BWA事業者の設備について、適正かつ円滑な接続を確保するため、特定移動端末設備のシェアに基づき二種指定を行うことが適当ではないかということ掲げております。

ただし、その際、全国BWA事業者のネットワークにつきまして、先ほど説明させていただきましたような特殊性があるということに鑑みまして、音声伝送役務に関する記載を不要とする。あるいは、標準的接続箇所については、技術的、携帯電話事業者の約款を参照するといったことを許容する緩和措置をあわせて行うことが適当ではないかということ掲げさせていただきます。

また、最後の箱でございますけれども、今回の指定等の先の将来の課題といたしまして、5Gの導入等によりまして、さまざまな形態の事業者間連携の登場、あるいはそれに伴う「交渉上の優位性」の新たな形の発現ということが想定されることから、今後、二種指定制度については、事業者間連携を踏まえた規律の見直しについて検討を行ってはどうかといった形で問題提起をさせていただきます。

45ページに具体的なネットワークの状況を踏まえた規律の見直しのイメージ、それか

ら、46ページには、この指定による一体的な接続料算定のイメージをそれぞれ掲げさせていただきます。

以上、長くなりましたが、5つの項目につきまして、これまでの議論、それから、それを踏まえた検討の方向性につきまして、ご紹介させていただきました。

【新美座長】 ご説明ありがとうございました。

それでは、論点5つにわたっておりますけれども、時間の都合から順番にというとかえって時間が長引きますので、とりあえずご発言いただいたところをもとに議論を進めていただきたいと思います。

ただいまのご説明について、ご意見、ご質問がありましたら、どうぞご発言をいただきたいと思います。

【相田座長代理】 端末カウントの話はあまりメインの議題でないのですが、ページで言いますと43ページのところあたりで、このメンバーの中で、いわゆる技術屋は私だけのようなので、改めてお話しさせていただきますけれども、大きく分けて2つ問題点があるかなと思っておりますけれども、1つはやはり台数のカウントというのが何だろうかということ、この委員会自体がいわゆる特別委員会の下ということですが、特別委員会の方でも、もう今は完全に通信サービスの上でハードとソフトは切り離されていくという話があるわけですが、私、この法令集の中でもって、この制度が具体的にどの条文に対応しているのかと、今めくろうと思って、まだ見つかってないのですが、それを受け得る特定移動端末設備の数ということだとすると、今どきのiPhoneとかは、SIMさえ差し替えれば、どのキャリアでの電波でも受けられますので、iPhoneは全てのキャリアの端末に自動的にカウントするのかということ、そういうことではなくて、やっぱりちゃんとSIMが差さっているものだと思うので、そういうことからすると、契約数ということでシェアを考える方がやっぱり合理的なのかなというふうに思います。

ただ、それでも尚且つ、いろいろ細かい問題はあって、先ほど言いましたように、今やSIMを差し替えて使うというのは普通のことになっておりますので、個人的に2つ端末持っていて、1つのSIMを差し替えて、かわりばんこに端末を使うというのは、1台なのか、2台なのか。逆に、端末1台だけど、SIM2枚持っていて、かわりばんこに差し替えて使うというのは、1台なのか、2台なのか。今はもう新しいiPhoneのモデルなんかは、いわゆるeSIMということでもって、クレジットカードでお金を払って、プロフィールをダウンロードすれば、短ければ1時間だけというようなことで、キャリアと

契約を結ぶというようなこともできるということになってはいますが、契約数で勘定するとしても、こういうようなものというのはうまくカウントできるのだろうかということがあるということで、やはり今の規則が、実際にほんとうに端末設備の数で数えるということになっているとしたら、少し見直しをした方がいいのではないかなと思いました。

それから、この電波に着目し、それを受け入れる特定端末設備ということだとすると、これから5Gが始まりますと、また端末によって4Gの電波だけしか使えない端末、4G、5Gの両方の電波を使える端末、5Gの電波のみ受けられる端末というのが出てくるということになりますけれども、それはもう全て同じ1台というカウントにするのかどうか。あるいは4G、5Gの両方の電波を受けられるというのは2台にカウントするのかというあたりまでなってくるかと思えます。

それから、もう1点、別の話として、前の方でもいろいろ話題になっている、これから出てくるM2M、IoTの端末というようなものに関連して、とにかくその端末の数、あるいは契約数というのは非常に数が出てくるというような可能性があるということでもって、そういう場合にいわゆる音声役務をやる、普通の意味でのデータ通信をやるものと、そのM2M、IoTというのを同じ位置で数えるのかどうなのかというようなことで、もしかすると、場合によって、そもそも役務のあたりで持っている、従来型のデータ通信役務と、そのM2M、IoTでやるような、小容量データ通信役務というものを分けたほうがいいのかも说不定。

それで、今のところは、端末数でもって比べると、全ての役務に対して、二種指定事業者としての規制が一斉にかかるということになっているあたりというのも、もしかすると、少し見直しをしたほうがいいのかも说不定など。ただ、こちらに関しては、そもそも事業者の数が限られておりますので、あまり細かく規制するところはないのかと思えますけれども、そういうことでもって、お題目として、やはりもう今やネットワーク設備は、ネットワークサービスは、ハードではなくソフトでやるものということに、この表現というのが今もう合わなくなっているのかなということでコメントさせていただきました。

【新美座長】 非常に根幹に触れるご指摘だったと思えますけれども、これは事務局としては今後どういうふうを考えていくか。今のご指摘について何かありますか。

【大塚料金サービス課企画官】 ありがとうございます。今後、IoTであるとか5Gを踏まえて、重要な課題というのをご指摘いただいたと思っておりますので、これにつきましては場を設けてご検討いただくことが適当ではなからうかと考えてございます。

【新美座長】 わかりました。今のご指摘、ほんとうにどう数えるかということで、大変難しい課題だと思いましたが、そう簡単に答えは出るとは思いませんので、引き続き、それこそ接続委員会なり何なりでご議論いただくということが大事だろうと思しますので、この辺はきちんとノーティスしておきたいと思えます。

ほかにご意見ございましたらよろしくお願ひします。佐藤先生、よろしくお願ひします。

【佐藤構成員】 一般的な考え方から話を始めますが、例えば、携帯電話、料金が高いかどうかという議論を深く続けていくだけではなくて、それ以上に、公正競争条件を整備するということが大事なポイントになってくると思っています。公正競争条件を整備することで、小売市場ではできるだけ自由な競争を実現し、競争することで料金が下がりより良いサービスが提供されていくという状況をつくるのが政策の中心。そういう意味では、接続ルールというのは、大事なポイントになってくると思っています。

接続について、幾つかの論点が整理されていますが、公取の方からも、透明性等については専門家できちんと検証してくださいと提言されている。私も公取の議論に係わった経緯もあるので、是非、どういう形で精査できるか議論し、実行に向けて検討していただきたいと思えます。

MNO各社も、精査すること、透明性を高めることに反対する根拠はないと思えます。まずはいろんな意見が出ているので、接続について専門家等で検証することによって、幾つかの問題が解決できると思えます。

【新美座長】 ありがとうございます。接続に関するご議論、確かに透明性、公正性というのは必要でしょうし、佐藤先生おっしゃったとおりだと思えますが、専門家でどういう形でそれを実現するかということをご議論いただくというのは大事だと思えます。

なお、これとの絡みでは注意しなければいけないのは、やっぱり価格というのは、これはビジネスにおいては一番根幹に触れますので、これをさらけ出すというのが本当にビジネスとして成り立つのかという問題もありますので、ある意味で二律背反のところもありますので、うまく知恵を絞ってご議論いただきたいと思っております。これも非常に重要な問題だと思えますので、今後の方向性についてはご議論いただきたいと思えます。

あと、ほかにご質問、ご意見ございましたら。では、西村さん、どうぞ。

【西村（真）構成員】 ものすごく素人的な意見を申し上げます。接続料算定が大切ということはいろいろ、だんだんわかってきたのですが、算定にかかる時間がとても長いということと、結構コストもかかっているのではないのかということを感じましたので、こ

の辺もある程度合理的な形で考えてもいいのではないのかなと、素人的には思っております。

以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございましたら。はい、北さん、お願いします。

【北構成員】 今のご意見と結論的には重なるのですが、接続料算定適正化において、実績原価方式と将来原価方式はどちらがいいでしょう、ということになっていますが、結局、どちらの方が予測の精度が高いのか、予見性という観点からどちらがいいのか、そして、実際に算定にかかるコストや労力とのバランスで選択することになると思います。

予測の精度に関しては、実績原価方式では、これまでの実績から外挿していくような形で当年度の接続料について予測し、かつ、5%刻みぐらいでマイナス15%なのか、10%なのかというような支払猶予的なやり方も入っているところでして、実際に生じた乖離がどのぐらいなのかということと、将来原価方式によって、かなり精緻に、次の年の需要及びコストを算定した上で計算した結果の、どちらの精度が高いのかということに尽きるのだと思います。そのためには、一つのアイデアとして、過去に遡ってみて、たとえば3年前に2年前の予測はどのくらい精緻にできたのだろうか。あるいは2年前に1年前の予測がどの程度できたのだろうかを検証するということが有効だと思います。

あるいは、今年度、来年度の接続料を両方の方式でやってみて、比較してみる。それによってどちらかを採用するとか、やり方はいろいろあると思います。いずれにせよ、両方式を比較するのであれば、数字的な裏づけをもって選択するということが必要になるのではないかと思います。

また、予見性については、確かに将来原価方式で、例えば3年分の接続料を示すということもできますが、3年先までの接続料が固定される方式と、企業の中期計画などでは3年計画を出しつつ1年ごとにローリングしていくというのも現実的にはありますので、現時点で3年間の予測はこうなります。でも実際には1年たってみたら環境が変わっているのので、ローリングして次の3年分の接続料を予測するなど、折衷案的なものもありますので、どんなやり方があるのかを1度、専門家の方に出していただいて、それを比較検証していくというプロセスが必要なのではないかと思います。

以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。将来原価方式をとった場合、将来の予測という

のは、まさに非常に悩ましい課題ですので、どの方式をとっても、いずれは精算方式をとらない限りは、事業者にとっては納得のいく結論にはならないと思いますので、精算をどういうふうにするのかということも常に考えながら議論していくことが今後必要になってくるのだらうと思います。

特にこういう問題は、法律の分野ではしょっちゅう出てくるので、議論の紛争のもとになっていることは間違いのないところでございます。どこかで割り切るのか、あるいは精算という形で、後できちんと穴埋めをするのか。その辺、どっちをやるのかというのは難しいところだと思います。

ほかにご議論ございましたらよろしく申し上げます。では、佐藤さん、お願いします。

【佐藤構成員】 一種指定の接続料で、長く、このような将来原価についての議論をし、実際に導入してきました。北構成員が言われたのと同じような考えですが、その過去データを使って推定してみると、実績との乖離がどの程度なのか見ておく必要があると思います。そういう意味で、ポイントとしては予測の精度が一つ。あとは、乖離額の事後的な調整方法。ただ、予測精度が高ければ、乖離額は少なくなりますので、乖離の問題も小さくなるはず。まずは一定の精度で予測ができるかどうか検証する必要があるのだと思います。

5ページのデータを見ると、2013年で、その角度が、下がり方が変わっているということが少し気になっています。構造的な変化が起こったとか、外的要因で予測がしにくい状況が起こったのか、あるいは償却方法が変わったとか、下がり方がなぜ変わっているか等、適切に説明できるか、こういうことも検証しながら、将来的に予測が適正にできるかどうかについて、まずは過去データで試算してみたらよろしいかとは思っています。

【新美座長】 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございましたら。この将来原価方式についてはさまざまな、より詳細な検討が必要だということだと思います。

ほかにご意見ございましたらよろしく申し上げます。それでは、西村先生、よろしく。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。今回ご紹介いただきました論点、5つの中の初めの1つ目、それから、2つ目というのは非常に関わりが深いかなと思っております。その上でコメントを一つさせていただければと思っております。

どうということかと申しますと、論点の2つ目の方のネットワーク提供条件の同等性についての検証というところで、第一種の方でも行われておりますようなスタックテストというものを参考ということでご説明いただきました。ただ、やはりこのスタックテストを行

う場合、一種と二種の違いも大きく出てくるかと思ひますし、もちろんスライド番号ですと、22、四角の外側にも書いておひますとあり、サービスが非常に多様かと思ひておひます。ですひので、この点、スタックテストを行う上では情報データが極めて多様、なおかつ、特に費用の面ではどうひうふうな形でその費用を案分するか、あるひは配分するかという技術的な問題も出てくるかと思ひておひます。その上では、まずはその情報、データの検証、あるひは、その取得というのを念頭に置いた準備作業が必要かなと思ひておひます。

もちろんそれが必要というひのは、次のようなことからも言えるかと思ひます。どうひうことかと申しますと、スライド番号6でしょうか。既に構成員の方からご指摘がありました公正取引委員会の平成30年度調査。やはりここでも専門家間の話し合ひ、あるひは議論というひのひが必要。やはりこれは競争法、独占禁止法だけではやはり対応がし切れない。つまり、接続料金や小売料金の適正性というひのは、独占禁止法が直接的には取り扱ひうことが極めて困難であるという理解から来ているかと思ひておひます。その意味では、総務省の所管というひうな形で、接続料の具体的、かつ定期的な検証というひのひを求めていることひから、先ほどのようなコメントにつながってくるかと思ひておひます。

以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。

ほかにご意見ござひませんでしょうか。大橋さん、お願ひします。

【大橋構成員】 ありがとうございます。資料の1ポツに関してですが、まず最初の算定の適正性の議論、先ほどからいただひている実績原価とか将来原価方式について思うところを申し上げます。まず費用の全額回収がいづれにしてもなされるひのであれば、結局、回収の厚みを前倒しにするひのか、後ろに持つていくひのかという話なのかなというふうひに思ひています。だから、そこを、全額回収というひところは押さえるひのかどうかというひのが一つあるひと思ひます。

それを前提としたひのもとで、結局、予測方式をした場合に、これはいろんな論点が多分出ていることひになるひのかなと。本来、一番望ましいひのはかかひった原価をその場で回収するひのが一番いいひと思うひのですけど、ただ、それがあまりにも時間かかひっちゃうひので、どうするひかという議論だと思ひますが、予測をどうするひのかということ。あと、ずれが生じるひのときに、ずれの負担を誰が持つひのかという話。それを最終的にどうひう時期に調整するひのかという論点があるひのかなと思ひます。

あと同時に、これはずれがあると、多分MNO側からすると、回収漏れのリスク。つまり、事業者が撤退した場合にどうするのかというところも出てくるのかなということで、幾つか議論しなきゃいけない論点というのはあるのだと思います。

いずれにしても、接続料が低下する局面においては、やはり予測方式のほうがいいのだろうと。これはMNOの事業の予見性ですね。その観点からなのかなというふうに思います。だから、施策としてどういうところに重点を置かれるのかというところが重要なのと、あと、これを導入する際の政策コストというか、いろいろ議論しなくてはいけない、その時間と事務作業のこととちょっと勘案してやられるのかなと思っていますが、結論的には、全額回収するのであれば、将来的には均されるとということなのかなというふうに思います。

あと、これは前回の委員会でも申し上げたのですが、接続料は、競争によって適正化されるのかというところなのですが、やや私はちょっと難しい部分があるのではないかなというふうに思っています。そういう意味で言うと、公開する必要はないかもしれませんが、何らかの形で適正な接続料がきちっとついているということを確認するようなプロセスというのはあってもいいのではないかなというふうな感じはしております。

以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。客観的な、どういう方式だったらどういうメリット、デメリットがあるかというのは、今ご説明いただいたとおりだと思いますが、一番大事なのは、最後の点が実は大事かなというふうにも思います。公開する必要はないけれども、公正さをどう担保するか。その仕組みをどういうふう用意するかというのが一つの大きな制度といいますか、仕組みとしては大事なことだろうというふうに受けとめました。

何かほかにご意見、ご質問ございましたら、どうぞよろしくお願いします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。大谷さん、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。接続料なんですけれども、この5ページのところで接続料の推移を見ておきますと、ここ10年近く、どんどん下がってきてはいるものの、2013年以降は比較的緩やかな減少にとどまっています。接続料について、どれだけ将来予測が可能なのかということを試算しても差し支えないほどの予測可能な時代に入ってきているのかなという印象を受けます。これまでも前々年度の実績に基づいて支払うということによって、キャッシュフローの負担など大きかったというご意見もあったと思いますので、方法としては、どれだけ予測ができるのかということをきっちり

検証するということを事務局にお願いしたいというのが1点目でございます。

支払い猶予という仕組みも効果的に利用することはできると思っておりますけれども、支払い猶予を一定程度推奨したり、義務づけるとしても、それは結局、MNOにとって回収困難な状態にならないように、合理的な将来予測はしなければいけないと思っておりますので、その意味でも、そろそろ将来予測について複数年度で可能なかどうかということを検証するために必要なデータを集め始める時期に差しかかっているのではないかと考えられます。

今集まっているデータで不十分な点があるとするならば、それが何なのかということも述べていただいて、それを集めるだけの仕組みというのもそろそろ整えた方がいいのではないかと考えているところです。

このようなプロセスが、2点目の接続料算定の透明性の向上という関連のテーマについても解決の方向につながっていくかと思っておりますので、将来予測のために必要な情報で、何が欠落しているのか。関係者に過剰な負担を与えないで集められるものは何なのかといったことを改めてはっきりさせて議論を行うことが必要ではないかと考えております。

それから、ちょっと違う論点でございますが、24ページからは、音声卸料金についてご紹介いただいているところですが、25ページのところの図表で接続料が低下していく一方、それに対して卸料金が高止まりしている。そのことの適切性について、27ページの(案)では、「検証を行うことについて」と書かれておりますので、これも検証はやはり必要だと思っております。27ページでご紹介されているのは、音声卸料金からの費用の算出ということだと思いますので、現在、やはりこの検証を行うために必要だけれども、不足している情報というのをどのような形で得るのか。それも、ひいては、サービスの透明性、料金の透明性についての説明責任を果たすためにも一定程度開示していただくことが必要な情報だと思っておりますので、その提供についてご検討いただきたいと思いますところですので。

それから、機能開放については、このセルラーLPWAについて、4つ目の論点ということですが、こちらについてもやはり機能開放に伴って、プレーヤーが増えることとなり、サービスの種類、それから、サービス間の競争が活発になるということも期待できますので、こちらについてもぜひ検討いただきたいと思いますところだと思っております。検討上の留意点などについては、今、整理していただいている点で十分ではないかと考えているところですので。

以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。検証に当たっては、データの整備が必要だというのはおっしゃるとおりだと思いますので、準備を進めるに当たっては、どんなデータで、どういう検証をするのかということもご議論の対象になっていくかと思います。

ほかにご意見ございましたらよろしく申し上げます。では、関口先生、お願いします。

【関口構成員】 いろいろと論点が多いのですが、前半の接続関連ですと、将来原価とスタックテスト、大きく2つのテーマが指摘されています。ここは実は両方とも固定の方では既に実績が積み重ねられていて、これをモバイルに適用するときのアナロジーと、相違点の2つが問題になると思うので、全くの手探りではないということですね。将来原価ということですから、長期増分費用方式を携帯にという話ではないので、先ほど大橋委員からも話がありましたけれども、基本的には、原価を全て回収することを許容するのです。将来原価方式の良いところというのは、11枚目のところにもありますように、予見性の向上に加えて、確実にキャッシュフロー負担が軽減されるメリットがあります。支払猶予の場合では、MNOがMVNOに、接続料支払いをまけてやるみたいな、或いは支払いを待ってやるみたいな優越感に浸れて、こちらの方が良いということになるかもしれないけれども、本来のコストに基づいたということに近づけるという意味では、2年前のデータを使った今までの実績方式に比べれば、予見性の把握に課題があるにしても、将来方式を導入するだけの価値があるというふうに考えています。

ただ、固定での実績を考えてみますと、固定の場合というのは、東西に分かれたとはいえ、実質はNTT1社を対象にモデルを組み立てているわけですね。ですから、その意味で言うと、モバイルの場合というのは3社、これからプラス1になったら、4社体制になってくるとのことなので、この4社がどういう形でデータを出して行って、どういう形で将来原価を算定していくかということについては、固定とちょっと違うところになるわけですね。

5枚目の接続料のところを見ていただきますと、2013年から傾きが変わっているのですけれども、この平らに見えるところでも上の2つ目の四角にあるように、34%から43%という、かなり激しい低廉現象が起きているという状況です。この3社の接続料については、実は資本コストの算定するときにも、結果としての値について一致しなくて良いのだろうかという議論は随分行いました。ただ、やはり各社さんにおいて、さまざまな状況、環境が違いますので、その経営環境の違いというものは尊重すべきであるということ

で、せめてばらばらだった計算式だけは統一しようという経緯があります。結果としての値は近づいてきたとはいえ、まだ3社で開きがあるということに許容しているわけなんですね。その意味では、こういった3社体制の中で、違う値が出るということについては、一定の計算のルールについては統一化していくということがやっぱり見えてくるのではないかというふうに思います。

もう一つは、固定の場合と、モバイルの場合の経済環境のスピードの違いというのは考慮しなければいけないということもありますので、予測の精度というのはおそらく、せいぜい3年をマックスとして考えていかなきゃいけないということはあると思います。そういった類似点と相違点というのは両方勘案しながら、ベターな方向へというふうに変えていってみるということが、私はよろしいのではないかというふうに考えております。

それから、卸料金についての指摘がありましたけれども、27枚目の2番目のところで、リテールマイナスについては、あまり見直し起きていなかったわけです。音声に関して言うと、定額使い放題が幾つかのパターンで出されておまして、ここの管理が多分、今のところできていない状況だと思います。こういったことを少し加味するというので、実質的なというふうに書いてありますけれども、少し計算を精緻化するという工夫が今後必要で、こういったことを反映した上で、卸については少し算定を透明化していくということが望ましいというふうに考えておりますので、ここも導入は賛成であります。

それから、先ほど大谷構成員も指摘されていたセルラーLPWAについては、これは前にも申し上げたことですが、4Gベースでのサービスでありますけれども、いずれこれが5Gのサービス提供の一つの前例となるという状況では、ここについては透明性のほかに積極的に普及を図っていくという意味で、MVNOにも同等の条件でご提供いただければというふうに思っています。

最後、二種指定は、相田構成員の方からカウントをどうするのかという、なかなか本質を突いたご意見があったのですが、ここについては、特定移動端末設備のカウントの仕方について考慮しながらも、一定の方向性については、私は賛同しております。

以上です。

【新美座長】 ありがとうございました。

ほかに。では、長田さん、お願いします。

【長田構成員】 今、関口先生が最後の方で、おっしゃっていましたが、もう5Gに向かっていく中で、私たちの暮らしの中で電波の重要性というのはより大きくなってい

ます。有限希少な電波を使って、サービスされているものというのが消費者にとって、事業者間の契約も含めて適正で公正な契約がされていて、それが最終的に私ども消費者のところに来るとというのがとても大切なことだと思いますので、今回、ご提案いただいている検討の方向性はこれで進めていただきたいと思いますし、接続料の算定や、それから、先ほどの端末の台数をどう数えるのだというところは、ぜひ専門家の先生方にご検討いただいて、何か解をお示しただければいいなというふうに期待しておりますので、これで進めていただきたいと思います。

【新美座長】 どうもありがとうございました。

相田先生、よろしく申し上げます。

【相田座長代理】 関口さんから、5Gの話が出ましたので、それに関連してちょっとお話させていただきますと、5ページ目の接続料、これは過去を振り返って、予測がどれくらい可能だったのかと。私もぜひやってみたいと思っているのですが、これからということ考えますと、5Gが本格的になったときにこのL2接続なのか、この10メガビット当たりという接続料なのかということが、このままずっと行くのかということ自体がよくわからない。5Gのうちでも、特に低遅延性を生かそうと思ったら、いわゆるエッジサーバの方でつなぐとかそういうようなことをいろいろやっていかないといけないということでもって、接続形態自体が違ってくることが考えられます。

そういう中でもって、とにかくこれから5Gの投資というのは、各事業者、どんどんやっていかなきゃいけないわけですが、先ほど4Gと5Gの関係ということで申し上げましたけれども、その5Gの投資をいわゆる4Gの接続料というので回収していいのかとか、そういうようなことがいろいろ絡んでくるかと思いますが、ここしばらく3Gから4Gにかけてというのは、とにかくひたすらデータ量が増えていくというあれで、ある意味、将来予測はしやすい状況だったのかなということであったのに対して、ここしばらく将来予測可能だったからというので、また今後の先ができるのか。

結局、これは5Gへの投資をどういうタイミングでどれくらいするかというのは、それこそ事業者の経営方針によってすごく違ってくるところだと思いますので、単純にここまで何%で下がってきたからそれがという話になかなか行かなくなる可能性があるなというふうに、ちょっと思いましたので、それについてコメントさせていただきました。

【新美座長】 ありがとうございます。技術進歩、あるいはそれに対する設備投資をどうするかというのはほんとうに大変難しいだと思いますので、将来原価の予測の場合でも、

どこまで入れるのか。非常に大きな課題だと思いますので、それは検証をする際にぜひご議論していただきたいと思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。

では、佐藤さん。

【佐藤構成員】 各委員の方々が言われたように、今日いただいた方向性については、全般に賛成なので、そのような方向で進めていっていただきたいと思います。幾つかコメントしようかと思うポイントもありましたけれど、関口委員が大体まとめて話したことと同じになります。一つだけコメントしておくところがあるとすれば、音声卸についてです。卸というのは接続と違ってコストベースではなく、料金ベースです。料金ベースだと、そもそも高めの料金メニューをベースに3割引にしている間に、新たな割引料金、割引サービスが出てきているので、卸料金は変わらないけれど、実態としてユーザの料金は下がっているという状況が起こっていると思います。実質的なユーザ料金の低下を、卸料金に反映させていないことが問題になっている。そういう意味では、こういった問題に対して、各社が対応すると言われているので、具体的にどのような考え方でどう対応されるのか。総務省の方でできるだけ早く各社に方向性を示していただくようお願いしていただきたいなと思います。

さらに、前にもコメントさせていただいたのですが、割引サービスそれぞれの料金と、どのようなユーザによりどれだけ使われているかというデータがわからないと、検証できない。実態として音声のユーザ料金がどれだけ下がっているかはマーケットのデータがないと検証できないので、政策議論を深めるためには、各社にデータを出していただかないといけない。ところが、これは委員のみかもしれないのですが、各社の回答を見ると、経営情報だから出せないというようなことで全く出さない企業、あるいは限定的ではあるけれど出している企業がある。総務省の政策議論に必要なものを総務省なり、委員限りで出すということに関して、各社はもっと真摯に対応していただきたい。政策議論を深めるために、各社に協力いただきたいし、全て経営情報だから出せないという一言ではなくて、経営情報の中でも出せるものと出せないものがあるはずで、そういうことをきちんと示していただかないと、政策議論は深められないと強く思います。各社にデータを提供いただけるよう、総務省から強く依頼していただくことをお願いします。

【新美座長】 ありがとうございます。これも先ほどの相田委員と同じようなところですが、やっぱりデータを出してほしいけれども、あまり大っぴらにしたくないということ

を確保するためには、私は内閣府の情報公開の委員をやっていたときに感じたのは、インカメラ手続というのは非常に便利な制度といますか、いい制度だと思いますので、この接続料の公正性、あるいは透明性を確保するためには、あるいは接続委員会でもいいのですが、どこか中にインカメラの手続を用意して、それは外には絶対出ませんよと。そのかわり全部出してくださいというような仕組みを用意したほうがいいのかなというふうに、今、佐藤先生のお話を伺っていて感じました。そうすれば、そういったインカメラ手続があることによって、一般消費者もあそこできちんと見てくれているということになるだろうと思います。裁判所でもそういう機微にわたる場合にはインカメラ手続でやっておりますので、ぜひ一つのあり方として検討を進めていただくといいのかなと思います。

ほかにご意見ございましたら。大体、佐藤先生がおっしゃってくださったように、委員の皆様、この方向性で検討を進めるということをご賛同いただいた上で、現実の進め方についてさまざまな知見をいただいたというふうに思っておりますが、今、少し時間はありますので、もしもございましたらご発言をお願いしたいと思います。

では、どうぞ。

【関口構成員】 今、新美座長からインカメラのお話がありましたが、電気通信の分野では、佐藤先生が中核となって、相田先生もそうですし、私もそうなのですけれども、長期増分方式の構築に参加してまいりました。ここはまさにインカメラ方式でやって、参加を希望する方を広く募った上で、守秘協定を結んで、その中でモデルを構築するということを長く続けてきた実績もありますので、そのようなことを一つの事例として活用して、場としてどこになるかわかりませんが、十分可能だというふうに思っています。

【新美座長】 それでは、今のご意見も踏まえた上で具体的な検討を進めていただきたいと思います。ほかにはないようでございましたら、今日の段階ではほぼ意見を十分に尽くしていただけたと思いますので、時間の関係もございまして、このあたりで討論を終了させていただければと思います。

本日の議論を踏まえまして、論点の整理をした上、次回も引き続きご議論していただきたいというふうに思っております。

それでは、事務局から連絡事項がございましたらよろしく申し上げます。

【茅野料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。次回の第8回会合になりますけれども、2月1日金曜日13時、場所は本日と同じ、8階の第1特別会議室ということで予定してございます。よろしくお願いたします。

あと、もう一点ですけれども、この後の別の会合の準備に入りますので、大変恐縮ではございますが、傍聴の方も含めまして、速やかな退室にご協力いただければと存じます。

以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。それでは、本日、第7回の会合の議事を終了いたします。熱心な討論、ありがとうございました。

それでは、次回もよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

以上